

議案第 51 号

熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

熊取町文化ホールに整備する備品等の使用料を新たに設定するため、この条例案を提出するものです。

熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例

熊取町文化ホール条例（令和5年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）				
（1）（略）				（1）（略）				
（2） 附属設備使用料				（2） 附属設備使用料				
（単位：円）				（単位：円）				
区分	種類及び品名	単位	使用料	区分	種類及び品名	単位	使用料	
舞台設備	(中略)			舞台設備	(中略)			
	めくり台	1台	200		めくり台	1台	200	
	<u>リノリウムシート</u>	<u>1枚</u>	<u>1,000</u>					
(中略)				(中略)				
楽器その他	グランドピアノ（椅子含む）	1台	10,000	楽器その他	グランドピアノ（椅子含む）	1台	10,000	
	<u>ティンパニ</u>	<u>1台</u>	<u>1,000</u>					
	<u>ドラムセット</u>	<u>一式</u>	<u>500</u>					
	<u>ギターアンプ</u>	<u>1台</u>	<u>500</u>					
	<u>ベースアンプ</u>	<u>1台</u>	<u>500</u>					
	<u>アップライトピアノ</u>	<u>1台</u>	<u>1,000</u>					

ビブラフォン	1台	1,000
チャイム	1台	1,000
チューバ	1本	1,000
グロッケン (スタンド含む)	1台	500
マリンバ	1台	1,000
シロフォン	1台	1,000
バスドラム (スタンド含む)	1台	1,000
シンバル	1ペア	200
持込器具電源使用料	1 kw	200

備考 (略)

持込器具電源使用料	1 kw	200

備考 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。